

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43768

民事分科会

秘
無期限

条約局長

条約課長

法規課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

司法法務部会 民事法合科会 (記録)

45.6.19

米北一

6月19日(金) 標記合科会が総理府において
開催された。対策庁より田辺調整部長も

出席し榎町参事官が司会した。検討すべき問題
点として法務省より提出された事項及び「横手

要旨次の通り。(外務省より米北一石野出席)

1. 検討すべき事項 (法務省提示の(1))

(1) 裁判の効力

GA-5

外務省

復帰前の裁判、^{係属中の裁判} 係属中の裁判の効力
をどうするか、^{行政裁判所} 行政裁判所

係属中の事件が2件あり、このケースの提示を
外務省を通じている。それを踏ま

て「ない」と行政裁判所による裁判の効力を
検討するとは出来ない。

(2) 行政裁判の行政化の効力

判決に瑕疵があった場合及び本土裁判

のどの省庁が主管するかが検討課題となる。

(3) 対米請求権

復元補償、対人請求権等のありか

実体を固めてからでないと検討出来ない。
SOFA協定で固められる
(後記2.(2)参照)

(4) 軍用地賃借権

固めてからでないと検討出来ない。
三つ

(地位協定部会等)

GA-6

外務省

(5) 民事法令の効力

現に沖繩に施行地である民事法令が

復帰後 その効力を当然に認められるが、
(例として法人が(内閣)法人である等)
→沖繩の

(6) 土地問題

所有者不明の土地の扱い、如米軍が

所有権を主張している埋立地などについて
に及ぶもの、日本の所有となすもの等の問題

がある。

2. 会議において以上の検討事項に關し
し問題となつた主要点。

(1) 法務省により提示された検討事項の他
に他省より検討事項はないかとの対策

方針の未定に対し、最高裁判所が

① 裁判所の機構の問題 ② 現に裁判

を行っているケースの引継ぎの問題、③ 沖繩
制度をどうするか、の問題も生じた。

法務省より国有財産の問題は他の部会
で扱っているところがあることに関し、

対策等あり、この場合で扱うこと及び大蔵
省が調査した上で問題点を去(て)ることを

説明した。

(2) 前記 1. (3) 対米請求権につき

法務省より復元補償の問題は米國
資産の買取りの問題とからむので米側

の考えを知りたい旨発言したのに対し、
田辺部長より(本件)問題は本日は取り

上げない予定であるが、^{この}米側部会で
取り上げられる問題である旨説明した。

よ

法務省より請求権・復元補償をこの
主管しているが、主管官庁は早く資料

を提出して頂かないと検討のしようがない旨
述べたのに対し、対策を例として外務省

が主管しているが、本件資料の提出が
外務省に依頼することについては、

上司に報告し、
当方にも指示を答えておいた。

(3) 次回の科会は7月3日(金)午後

2時より用くことになり、裁判の効力、

係属事件の引継の向題点を荒く
しする方向で対応致すことと旨

対策を例として発言し、本議を終了。

施設取返還に絡む法的法律問題
の取り扱ひにつき、早急には、法務省民事局
と意見交換。一方、父事か否かと考へる。

外務省

資料の提出が不明

Handwritten notes on a textured background, possibly a piece of paper or fabric. The text is written in Chinese characters and includes:

- Handwritten symbols and characters at the top.
- Several lines of text, possibly a list or a set of instructions, with some characters being difficult to read due to the texture and handwriting.
- A prominent "OK" written vertically in the lower center.
- A small signature or mark at the bottom right.

秘
無期限

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

司法法務部会 民事法分科会 (記録)

45.6.19
北一

6月19日(金) 標記分科会が総理府において
開催された。 対策より田辺調整部長も

出席し棚田参事官が司会した。 検討すべき問題
点として法務省より提出された事項及び根拠

要旨次の通り。(外務省より北一石参事)

- 1. 検討すべき事項 (法務省提示の(7))
 - (1) 裁判の効力

復帰前^の裁判、継続中^の裁判の効力
をどうするか。 民政計裁判所。

係争中の事件の2件あり。ケースの提示を
外務省を通じて来ている。 それを以て上

でない。民政計裁判所による裁判の効力を
検討するとは出来ない。

(2) 民政計算の行政化の効力
判決に瑕疵がある場合には本土政計

のどの省庁が主管するかの問題がある。

(3) 対米請求権 人身被害賠償
復元補償、対人請求権等がある。

実体を固めてからでないで検討する
べし。 SOFA部分で固めよう
(後記2.(2)参照)

(4) 軍用地賃借権
固めてからでないで検討する。
これ(地価協定部会等)

(5) 民事法令の効力
現に沖繩に施行地である民事法令の

復帰後 その効力を当然に認められる。
(例として法人の内国法人と外資の法人)
(沖繩の)

(6) 土地問題
所有者不明の土地の扱い。米軍の

所有権を主張している埋立地などについて
日本が所有権を主張する問題

がある。

2. 会議において以上の検討事項について
の問題となった主要点。

(1) 法務省により提示された検討事項の他
に他省より検討事項はないかとの対策

方針の未定に対し、最高裁判所より

① 裁判所の機構の問題 ② 現に裁判

を行っているケースの引継ぎの問題。③ 沖繩
制度をどうするか、問題も発生した。

法務省より固有財産の問題は他の部会
で扱っているところがあることについて、

対策より、二つの部会に扱うこと及び大蔵
省が調査した上で問題点を抽出して

説明した。

(2) 前記 1. (3) 請求権未決につき

X 法務省より復元補償の問題は米軍
資産の買取りの問題とからむこと米側

の考えを知りたい旨発言したのに対し、
田辺部長より本件問題は本日は取り

上げない予定であること、米側 与部会で
取り上げられる問題である旨説明した。

法務省より請求権・復元補償を以て
主管に提出の旨、主管官庁は早く資料

を提出して頂きたいと検討の旨がな
されたのに対し、対策本部より外務省

が「主管に提出の本件資料の提出が
外務省に依頼すること」について説明

し、当方より^{上司へ}~~検討の旨~~答えておいた。

(3) 次回、分科会は7月3日(金)午後

2時より開始することになり、裁判の効力、

係属事件の引継ぎの問題等を荒く
しる方向で討議致すこととす旨

対策本部が発言し、本議を終了。

秘 録
 無期限 北米課長 条約課長
 条約局長 参事官 法規課長

沖繩復帰各省庁連絡会議

琉球民裁判所による民事裁判の
取扱について(民事法分科会討議要旨)

45.7.4
条規

日時: 45.7.3, 2.00 p.m.

場所: 総理府講堂

報告者: 法務省民事局時岡才5課長

配布資料: 「民事裁判に関する問題点(その一) 同(追加) 別添1

「司法法務部会民事法分科会検討事項」別添2

本省出席者: 中島条約課長及び米北1, 条規事務官

本件会議の討議要旨下記の通り。なお次回会合

記

右請求権の内(資料紹介)は、法務省側より、
資料が示す通り、いかに請求権が、あつた法律の
不適用をしない(法務省には復讐後訴訟提起の
文面は存在しない、(法務省には存在)との記載が
あると、いふことあり。

は、7月17日(金)午後2時に、民事法令の効力、特に法人の

取扱の問題及び請求権の問題(但し、対策庁の手持ち資

料紹介に限る)を議題として開催の予定。場所は、息つて

通報越す趣。請求権の実質問題の討議については、

今暫らく、研究及び準備の時間をいただきたい旨先方より念

を押しておいた。

記

1. 琉球民裁判所の民事裁判の効力

(1) 先ず、返還協定手続は、これに関連する措置により何等

かの手当をなすか否かという問題とは、一応、高懸れておいて

琉球民裁判所が民訴法第200条の「外国裁判所」

に当るか。また、同裁判所の判決が同条の「外国判決」に当るかという基本的な問題がある。しかし、琉球民裁判所は、平和条約33条の規定に基づき米国に与えられた司法権の下で設立された制度であり、その運営も本土民訴法とほぼ同様の琉球民訴法により行われていたものであるから、この点は肯定的に考えるべきである。というのが、別紙1、一(一)の趣旨であり、同裁判所の判決に単なる「事実」以上の評価を与えないという事は、政策的には勿論、また、理論的にも無理であろうと思われる。法務省の以上の説明については、各省庁とも、特に異議なき模様であった。

琉球

(2) 次に、政策の方向として、琉球民裁判所の在りて民事判決は、奄美の場合と同様、公序良俗に反しない限り、これを有効なものとする事とし、これを返還協定に規定しようというのが、別紙1、一(三)の趣旨である。この点は、特に返還協定に明記しなくとも、理論的には、わが方の国内措置のみにて十分確保し得る性質のものであるが、奄美の先例があり、また、米側が希望することも考えられるので、返還協定にかかる規定を置くとの考之方を採ったものである。法務省の以上の説明に対し、当方より、基本方針としては、一応かかる考之方で進めることに異議ないが、刑事裁判

(なお、別添のペーパーにおいて「行政協定」としているが、他意なく、通達の内容の要約を意味することを意味(な。)
LH 10/20/21

及び米民政府裁判所の裁判の取扱等との均衡と

この問題も~~後~~起り得ようと思われるので、~~その~~米民政府との交渉の目的としては「留保せよ」とせず、当有において関係者とも相談の上検討することとし、旨を述べ、~~一応留意ありと旨申上り~~申上りしておいた。(各添葉参照)

(3) 以上の如く、法的概念の問題として、琉球民裁

判所の民事判決が、(何等の措置も取らざる場合)一応

本土民訴法にいう「外国判決」に当り、また、政策の向

題として、奄美の場合と同様の趣旨を返還協定に

ついて約すとするは、協定上で約した事柄を現行

のわが民訴法の関係規定(オ200条)の枠内で処理

し得るか、という問題がある。因みに、外国判決が

わが国内において有効と認められるための民訴法

オ200条に掲げる4条件、即ち(1)当該外国裁判所

の裁判権が法令または条約により否認されていない

こと、(2)当該判決の確定に際し報告たる日本人が

防禦権行使の機会を手を留めていたこと、(3)当該

判決が公序良俗に反しないこと、及び(4)相互の保証

があること、がすべて充足される必要がある。しかし

本件の場合、琉球民裁判所は復帰と同時に

消滅するので(3)の条件は充足され得ないことに至る。

現行民訴法の枠内では、協定の趣旨は処理し得

ないことになるというのが法務省の感觸である。

(4) そこで、琉球民裁判所の民事判決については一般

外国判決の場合の如く、民訴法才200条の諸要件が
 充足される場合のみ外国判決としての効力を認め
 るというのではなく、同条の規定とは一応関係なく、
 別途の国内法上の手当により「本土法の相当規定に
 準じられた」としてと看做すとも、右に拘らず公序
 良俗に反するものは無効とするというのか、別紙1。
 (三) 1及び2の趣旨である。換言すれば、右は、琉球
 民裁判所の民事判決を公序良俗に反しない限り、一般
 の国内判決と同様に扱うという事であり、従って、一
 般には効力を認められた外国判決の執行に当り必要
 とされる執行判決(民訴法才514条)は、この場合は必要

でなく、単に執行文の送付にて足りることとする。法務
 省の以上の説明に対しては、最高裁より、被告が防
 禦権行使の機会を与えられなかった場合(尚題のマグ
 ニチードは不明なも、沖縄及び本土に股がる相続関係
 の訴訟につき若干の事例が予想される趣。)の再審請
 求についても、特例を設ける^(=これを検査すべし)べきであるとして、別
 紙1(追加)が提示されたが、この点については、琉
 球民裁判所の民事判決を国内判決と同等に扱う
 (国内法上用審判に該当するものは再審を専ら行うべきであら
 ないのであるから、特段の配慮は不要なべしとの意見も
 あり、法務省及び最高裁の間に更に検討すること
 とした。なお、最高裁の説明によれば、右提案は

戦時中の連合国人関係の判決の再審に關する平和条約
 才17条及び「平和条約の実施に伴う民事判決の再
 審査に關する法律」(昭和27年法律104号)の先例
 を勘案して行なわれたものであるが、絶対的必要と
 いう意味ではなく、また、一旦確定していた法的状
 態を覆すことが好ましいか否かは政策的にも慎重
 検討の要ありと考へている趣である。また、公序良俗
 に關連して、法制局より、例之は、布令才106号によれば、
 米側の埋立てた土地の譲渡を受けた者が高等弁務
 官の事前の承認なく、これを才三者に譲渡し、此は
 処分しても、これは無効であると規定されているが、

かかる理由で無効と確定していた判決は公序良俗
 に反することになるのかとの質問があり、法務省より、
 この点には問題があるので、作為、不作為の承認
 とも關連して更に検討すべき旨の見解が示された。
 又、琉球民裁判所に係属中の訴訟の取扱。
 (1) 係属中の訴訟については、奄美の場合と同様に
 取扱うこととし、この点を返還協定に明記しようとの
 のが、別紙1、二、(-)の趣旨である。法務省の右
 説明については、各省庁とも特に異議なき模様で
 あった。
 (2) 簡裁と地裁との關係については、奄美返還の

場合は奄美の簡裁の事物管轄が本土簡裁のそれよりも大きかったため奄美簡裁に係属中の訴訟を本土地裁に引き直し係属する等若干複雑な問題があったが今回は本土の簡裁の方が事物管轄が大きいので原則として一審の取扱については簡裁は簡裁に、地裁は地裁に、というところ処理し得よう。但し沖縄においては一審が公職選挙事件、特許事件、地裁のものでも海難審判事件の如く本土では高裁が一審のものがありこれらは高裁に引き直すというのが別紙1.2.(2)及び(3)の趣旨である。

(地裁高裁の係属中の上訴事件に地裁を一審とする)
(3) 上訴事件の取扱については別紙1.2.(4)の(本土高裁の上訴事件に取扱の上で事実整理の余地を認めざるの特例を設ける)又は控訴事件に取扱うか)才一案及び才二案のいずれとするか、法務省及び最高裁の間で更に協議することになった。
(4) 上訴その他不服申立て期間の特例については奄美の場合は本土の14日に対し現地が30日となっていたので、経過措置を構じたが今回は本土も現地もともに14日であるから、この面での手当は本来必要でないが、復帰の際の諸般の混乱を考慮して、多少の時間的余裕を認めるという別の観点からやはり何等かの経過措置を構じてよいというのが別紙1.2.(5)の趣旨である。

ある。法務省の以上の説明に対しては、各省庁に

特に異議なき模様であった。

(5) 行政事件については、本土では、行政事件訴訟

法に依っているが、沖縄では、行政事件訴訟特別

法により依然として処理されているので、この間の

ギャップを埋めようというのが、別紙1.2.(六)の

趣旨である。各省庁に特に異議なし。家事事件

に関する別紙1.2.(七)についても、同様、異議を

なき模様であった。

秘

(昭四五、七、三、法民五印)

- 民事裁判に関する問題点(その一)
- 一 復帰前に琉球政府の裁判所へすてに廃止されている裁判所を含む。一においてなされた裁判等の効力
- (一) 琉球政府の裁判所においてなされた判決は外国判決か。 Yes
- (二) 備前協定において、琉球政府の裁判所でなされた裁判は、公序良俗に反しない限り有効であることを承認する旨を規定してよいか(奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定五条一項参照)。 Yes
- (三) 1 琉球政府の裁判所において従前の法令の規定によりなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為は、これらの事項に関する本土法の相当規定によりなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為とみなすべきか。
- 2 琉球政府の裁判所の確定の裁判で、公序良俗に反するものは、前項の規定にかかわらず、その効力を有しないものとするべきか(奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律七条参照)。

昭四五、七、三、法民五印

- 二 復帰時に琉球政府の裁判所に係属している訴訟の取扱い
- (一) 復帰時に琉球政府の裁判所に係属中の民事事件について裁判権を引き継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行する旨を規定してよいか(奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定五条二項参照)。 Yes
- (二) 復帰前に琉球政府の地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、裁判所法三三条一項一号の規定にかかわらず、なお地方裁判所で審理裁判するものとすべきか。 Yes
- (三) 復帰前に琉球政府の地方裁判所に訴えの提起があつた事件のうち、裁判所法一七条の規定により高等裁判所の権限とされている事件の取扱いをどのようにすべきか。
- (四) 琉球政府の高等裁判所に係属中の上告事件で地方裁判所を第一審とするものについて
- 第一案 上告事件として高等裁判所又はその支部において審理

本島
内廷
復帰
後

裁量の行使は
100%以上を

裁判するものとすべきか。

1 民事訴訟法三九四条により主張しうる事由を上告理由として追加できるものとすべきか。

2 判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認のあることを疑うに足りる顕著な事由等のあるときは、これを上告理由として追加できるものとし、必要と認めるときは事実審理をすることができるとすべきか。

裁量行使

3 判決に影響を及ぼすことの明らかな法令違背を理由とする特別上告をも認めるべきか。

第二案 控訴事件に引き直して審理裁判するものとすべきか。

四 復帰時すでに進行を開始している上訴その他の不服申立ての期間について特例を設けるべきか(奄美群島の復帰に伴う民事

五 に関する事件の手續の経過措置に関する規則二条参照)。

六 行政事件については、行政事件訴訟法附則三条から一条までの例により経過措置を設けるべきか。

裁量行使

七 家事事件等については、民事事件に準じて取り扱うものとすべきか。

Y65 裁量行使 (100%以上)

秘

民事裁判に関する問題点（追加）

（昭四五、七、三最民印）

① 復帰前に、本邦の裁判所において沖繩在任者を被告とする被告敗訴の確定判決があつた場合または琉球政府の裁判所において本邦在任者を被告とする被告敗訴の確定判決があつた場合において、その被告が公示送達により訴訟の開始に必要な呼出等の送達を受け、かつ応訴していなかつたときは、その被告は復帰後一年内に限り、その判決に対して再審の訴えをもつて不服を申し立てることができるものとする事の当否。

再審

27 2008 X

秘

司法法務部会民事法分科会で検討すべき事項

(昭四五・七・三)
沖対庁印

一 裁判の効力等

- 1 琉球政府裁判所、米国民政府裁判所、琉球列島米国土地裁判所
(すでに廃止されている裁判所を含む。)において、復帰前になされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為の効力はどうか。
- 2 復帰時に係属している訴訟の取扱い。どのような経過措置を必要とするか。

二 行政処分又は契約の効力

- 1 米国民政府、米国民政府、琉球政府によつてなされた行政処分又は契約の効力はどうか。復帰後その効力はどうか。
 - 2 すでに行政処分がなされている場合、復帰後どの行政庁が処分行政庁となるか。
- 三 沖縄に施行されている民事法令によつて生じた効力

- 1 琉球の民、^商商法により設立された会社、法人、特別法による法人、その他協同組合、学校法人等は、復帰後も法人格が認められるか。
- 2 復帰により当然に内国法人となるか。

四 土地に関する問題

- 1 所有者不明土地の取扱いをどうするか。

五 対米請求権

- 1 どのような対米請求権があるか。アメリカの主張及びその根拠はどうか。
- 2 立法措置を必要とするか。

条約課長
法規課長

宇
道
行
清

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

沖縄担当会議 (司法・法務部会
民事法分科会) の開催について

7.16
米北一

沖法・北米交渉等については、本件会議の下記のとおり開催の旨連絡がなされた。

記

OK

1. 日付 7月17日 (金) 10:00 a.m.

2. 場所 法務省第2会議室
(2階 花壇)

南
洋
法
務
部
会
議
議
事
録
第
一
卷
第
一
号
第
一
頁

軍用地統計

沖縄市町村軍用地地主連合会
(1970年4月現在)

総括表

地主数	筆数	坪数	借賃料	平均単価
37,855	137,526	62,659,269	9,848,966 ^円	16セキ

陸地総面積に対する軍用地面積の比較

区分	陸地総面積	軍用地面積	比較
全琉球	722,445,625	62,659,269	8.67%
沖縄群島	453,952,675	62,311,216	13.73%

在島内同也

契約した土地、収用された土地の比較

区分	筆数	比率	坪数	比率	年間借賃	比率
契約	128,552	94%	60,907,965	97%	9,305,026	94%
収用	8,974	6%	1,751,304	3%	543,279	6%
計	137,526	100%	62,659,269	100%	9,848,966	100%

注 本会20号による総括貸借契約書及び収用宣言書により集計した。

旧国私有地でも現に米軍が使用している土地は含まれない。

陸地面積は1966年度琉球統計年鑑に於ける。

秘

昭和四五、七、一三民五印

沖繩に施行されている民事法令によつて生じた効力に関する問題点(その一)

第一 法人の地位

一 復帰の際現に沖繩に成立する法人で、民法又は商法若しくは有限会社法による法人に相当するものは、それぞれ民法又は商法若しくは有限会社法による法人とみなす旨を規定すべきか(奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令三条参照)。

(注) 1 沖繩の法令により設立された法人は外国法人か(昭和三〇年九月九日民事甲第一九一三号民事局長回答参照)。

2 復帰後も当然に法人格が認められるか。

a 会社、有限会社

b 公益法人

c 協同組合、学校法人等行政庁の認可を必要とする法人

45.7.17 昭和45年

d 琉球銀行等特別法により設立された法人

3 法人格が認められるとすれば、当然に内国法人となるか。

4 法人格が認められないとすれば、どのような措置が必要か。

5 行政権分離前に日本法により設立された法人は、外国法人か。

新法に内転するものか
既判力も考慮

新法に内転するものか
既判力も考慮

新法に内転するものか

条約課長
法規課長

手
送
付
済

アメリカ局長
参事
北米第一課

司法・法務部会 民事法分科会

91年11月22日

11. 29.
米北

29日 冲縄・北米法務部会 守谷院
会務補上り 権記分科会を下記のとおり

冲縄法台 連絡ありあり。

記

1. 日時 9月31日(金) 2:00 p.m. -
2. 場所 総理府地下 B棟会議室
3. 議題 所有権不問土地の取扱

有地
十
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十

秘
無期限

米北一
佐藤さし

北米才課長
y. 200

条約課長
丹波事務官

条約局長
参事官
法規課長

沖縄復帰各省庁連絡会議司法法務部民法分科会任

所有者不明土地及び市町村非細分土地

45.7.31

条規(第6)

日時及び場所：7月31日午後 総理府

説明者：法務省民事局時風才五課長

結論：所有者不明土地登記及び市町村非細分土地登記

は、いずれも本土の不動産登記法上の登記と見

認め得る。(詳細は下記の通り)

資料：別紙の通り

次回予定：8月28日午後 土地の関連ある時刻の問題等

出席者：条規、米北一、条規各事務官 外務省

記

①所有者不明土地

(1) 沖縄における土地所有関係は戦時中の公簿の滅失に

より一旦全く不明になり、その後琉政に土地所有権認定

委員会が設けられ、各地主の申請に基づき土地所有関係の

認定を行ない、土地所有権証明書と登記簿の職権で

台帳を作成した。沖縄の私有地に関する現在の登記簿は

個々の地主が右証明書に基づき申請した所有権保存登記に

よって、その後の権利の得喪に関する登記を申請に基づき順

次記載したものである。

(2) いわゆる所有者不明土地とはかかる申請が従来全く

行なわれている土地を以て、隣接地主ないしその他の関係者

の証言から、私有地であることが明白な土地である。従って、

所有者不明土地は、琉政が職権で作成した台帳に管理

者名が記載されているが、権利者の申請に基づき、所有権保存

登記は当然のことながら、行なわれている。

(3) 所有者不明土地の総面積は15万坪に達し、その管理

は、米国民政府布告第16号第3条の規定に基づき、原則として

琉政が行ない、当該土地の地目が墓地、寺社用敷地、

墓地または聖地に属する場合のみ、その所在地を管轄する

市町村がこれを行なうこととなっている。前出の15万坪のうち

市町村管理地は2万坪、琉政管理地は13万坪であり、

琉政管理地のうち、13,000坪は軍用地、9,000坪は民間使

用地となっており、残りの約11万坪は無使用地である。なお

所有者不明土地は、昨年3月の段階で3,005筆あったものが

本年2月には2,300筆となっており、全体として見れば漸次

減少傾向にはあるが、沖縄復帰迄に現在の15万坪が

すべて解消するとは考えられない。

(1) 軍用地となっている所有者不明土地については、米国民政府

布告第141号に基づき、管理者たる琉政または関係市町村により

「所有者不明土地登記」が行なわれている。そこでこの所有者

不明土地登記を本土の不動産登記法上の登記と認め

得るかが問題となる。しかし、本土の不動産登記法は(1)職

権ではなく、飽くとも権利者の自発的申請に基づく登記を前提
 としており、(四)所有権以外の権利の得喪と関する登記は、
 所有権保存登記を前提とする建前になっている。従って
 所有者不明土地登記は、所有権保存登記を前提として、
 しかも権利制限のみを目的として職権で行われるもので
 あるという点で、本土の不動産登記法上の登記とは認め
 得ず、復帰後は、単なる行政文書として扱われることとなる。
 (注) 所有者不明土地登記が単用地のみについて行われる
 ことが、所有者不明土地一般について行われるものかは
 必ずしも明らかでなく、布令第141号の文理解釈として
 は、後者の如く思われるが、法務省民事局第五課奥村

補佐に確認したところ、同省の承知する限り、事実問題
 としては前者なる趣であった。
 (5) 所有者不明土地の復帰後の登記を如何にすべきか
 次に問題となるが、これは、不動産登記法の定める手続きに
 従って行われることとなる。具体的には、当該土地の所有権
 を主張する者が現われ、(イ)管理人を相手として所有権確認
 訴訟を提起し、その判決をもって(不動産登記法第100条2)
 或は(ロ)管理人の承諾書を添付して(同法第81条の7)所有
 権保存登記を行おうことにより、所有者の判明されたの
 ち順次問題が解消するということになる。なお、かかる
 手続きが終了する迄はたとえ当該土地が施設区域として

提供されるとしても、防衛施設庁は、賃借権の登記を行な

得ないこととなるが、この点、本土でも施設区域の提供

つき、賃借権登記を行なっており、また、管理人による二重貸

の危険も事実上ないので、支障ないものと思われる。

(6) 上記(5)の手続により、所有者不明土地問題の自然解消

を図ることとは別に、所有者不明土地の復帰後の管理と如

何にすべきかの問題があり、右は、本来、大蔵省ないし自治省の

問題である(両省が一応の検討結果を次回民事法分科会

の場を借りて披露することになった。)ので、法務省の説明も

単なる問題点の指摘に留まるが、その要旨は以下の通りで

ある。(いずれも暫定措置法を必要とする。)

(イ) 管理人を誰にするかが問題になるが、従来の三律

からは、国、県ないし市町村のいずれかが考えられる。

また、施設区域としての提供を円滑に行なうとの観

点からは、国が管理人となるのが適当なのでは

ないか。この場合、国が自己の管理地に借り出す

という双方代理的な問題は生ずるが、特に支障は

ないと思われる。

(ロ) 管理人の権限については、民法103条を多少拡大

した程度、具体的に、賃借権契約の締結等は

行なう得るが、処分権は認めない、という程度と

することが適当であると思われる。当該土地を収用

* 国が管理人となる場合は、収用の必要が生ずること考へられ、
依りて、安條条約及び公言に於ける沖繩の地方公共団体が管理人
となる場合は、施設区域としての提供に強硬に反対する可能
性が無いとは云えず、そのような場合は、収用により使用权を設定
すること考へられる。

の対象とするのは、管理人の权限如何に拘らず（全く

受動的なものであるから）可能である。

(1) 現在、管理人たる琉球ないし市町村は、軍用地と

なつた所有者不明土地の借料を米國から受領し積

立てており、右は、所有者が判明した場合は、必要

手数料を差し引いた上で、所有者に支払われること

になつてゐる。従つて、復歸後の管理人がかかる

会計事務を如何に行なうかの点について、暫定

措置法に規定する必要がある。

(2) 復歸後の管理は、これを無期限に継続すること

も出来ないで、適当な期間の経過後（例之は10年

土地及び積立金を國に歸屬せしめる等の措置が

必要であらう。しかし、かかる措置の前提としては、

やはり、公示を行なうなり、縦覧に供する等の配慮

を要しよう。

(2) 市町村非細分土地

(1) 市町村非細分土地は、上記1と異り、軍用地のみ

について見られる現象であり、軍用地に指定された一区域の米算

による実測面積から、当該区域の公簿上の面積（一般の

私有地、国県有地は勿論、所有者不明土地をも含めたもの）を

差し引いた差額（いわゆる繰延び）であつて、その総面積

は512万坪に達し、その大部分は、戦前の水路、公道等が

あったと考えられる。米單の賃料支払は実測面積に従って行われ、個々の地主の賃料受取りは、公簿上の面積に従って行われることとなり、差額の賃料は市町村の財政収入とされているが、金額的にも(坪16セントとして80万ドル)地方財政に無視し得ぬ役割を果していると思われる。

(2) 市町村非細分土地については、米國民政府布令第146号に基づき、市町村非細分土地登記が行われているが、本件登記は、権利関係に対抗力を付与することとは何等関係なく、通証という單なる事實関係のみを根拠として行われたもの(本土でも通証は最も珍しくないが、

これは能くとも事實の問題であり、法的意味はない)であり、本土の不動産登記法の全く予想せぬものであって、復帰後は單なる行政文書として取扱うこととせざるを得ない。本件制度は何等の手当を行わなければ、復帰とともに消滅する性質のものであり、また、これを存続せしめるための手当を行なう理由もない。復帰後の施設区域の提供に当たっては、地主との契約は公簿上の面積に基づいて行われ、米國に対する提供は実測面積に基づいて行われることとなるので、両面積の差額に相当する土地は、事實上、政府が無料で使用することとなるが、この部分につき権利を主張する者が居らず、また、法的には、かかる残余土地は存在しない

のであるから、少なくとも、法的には問題と見做す。もと
も、金額が従来相当多額にのぼっていたことに鑑み
政治的には問題があろう。

秘

(昭四五、七、三一法民五印)

第一

所有者不明土地及び市町村非細分土地について

一 所有者不明土地登記は、不動産登記法にいう「登記」に該当するか(米国民政府布令第一四一号参照)。

二 復帰後所有者不明の土地の登記の取扱いをどうするか。

三 復帰後所有者不明の土地の管理をいかにすべきか。

1 管理人(たとえは国・県・市町村)を置く必要があるか(米国民政府布告第一六号参照)。

2 管理人は、所有者不明の土地に関し、保存、利用、改良を目的とする行為(裁判上の行為を含む。)をなす権限を有するものとするべきか。

3 管理人の職務をいかにすべきか(所有者不明土地管理特別会計法・所有者不明土地の管理費用及びその引渡に伴う収益金の還付に関する立法・同法施行規則参照)。

4 復帰時に存在する所有者不明土地管理特別会計の積立金の処置をいかにすべきか。

5 復帰後相当期間を経過した時は、所有者不明の土地は、国庫(又は管理人)に帰属するものとするべきか。

第二 市町村非細分土地について

一 市町村非細分土地登記は、不動産登記法にいう「登記」に該当するか(米国民政府布令第一四六号)。

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

民事分科会の開催について

4.8.25.
米北

25日

総務府沖縄・北方対策庁(調整部事務局長
事務補)より、民事分科会を下記のとおり

開催する旨連絡ありとの

記

1. 日時 8月28日(金) 2:00 p.m.

1. 場所 総務府特別会議室(3階)

1. 議題 (1) 所有不明土地及び市町村非田分
土地の管理方法について

(2) 時効の取扱について

(法務省、非正式説明)

有地土主の権利

アメリカ局長
 参事官
 北米一課長
 安全課長
 法規課長
 条約局長
 参事官
 条約課長

中獨復帰各省連絡会議

司法・移部会民事分科会(メ王)

秘
 無期限

45.8.28
 条 条 冊

日時、場所: 8月28日 総理府

議題: 所有者不明土地・市町村

非細分土地の復帰後の取扱い(前回の分科会、続き)

土地所有権の取得時効

その他若干の土地問題

次回予定: 9月25日(金) 14:00 等

これまでの民事分科会検討事項のまとめ

記

I 所有者不明土地及び市町村非細分土地

1. 自治指案とその審議

所有者不明土地及び市町村非細分土地

の復帰後の取扱いにつき自治省村田調査官よ

り取扱い案として次の4点を挙げらる。

(所有者不明土地)

1. 復帰前の管理区分に応じて県又は

市町村が管理する。

□ 所有者の確認は県知事の権限に

よることとし、このよう確認された土地は所有者に返還する。

ハ. 所有者に返還する際は、その土地から生じた収益を地主に還付する。

ニ. 復帰後知事は所有者不明土地を告示し、告示後5年経過してもなお所有者不明土地は県又は市町村に帰属させることとする。

(市町村非細分土地)

イ. 復帰後の土地使用料は従前通り市町村に支払われるものとする。

ロ. 県知事により所有者が確認された土地は所有者に返還する。

ハ. 軍用地として使用され続けていたものは、所有者不明土地と同じ県知事が告示し、その後一定期間を経過してもなお管理者に帰属させることとする。

以上の自治省案に対し、(i)所有者不明土地を知事が確認しても裁判でこれを変更することはできるかどうか、(ii)管理者の権限はどうか定め、賃貸借契約はできるのか。

(iii) 所有者不明土地の復帰前からの積立金の処理はどうか。 (iv) 非細分土地については公簿上現存する土地であるか。その使用料を支払うことは復帰後の本土法の体例では考えらるべきか。この点については、調査の結果、意向あり。この点について自治体側は (i) については確認訴訟により知事の決定がどうか。 (ii) 管理者の権限は、使用、収益、ということ。賃貸借契約を締結することもできること。 (iii) 積立金の処理については検討している。

(iv) 非細分土地と呼ぶか何と呼ぶかは別。しかしとにかく今迄支払わなかったものは、ま、支払うのは差支ないか。と。以上は、以上の点については、更に、所有者不明土地は土地調査の進捗に伴って減少して来るとあり、復帰後も更に減少すると思われる。復帰後の様子を見るためには5年と期間が短い。又、一定期間経過後の帰属先については、あるいは、琉政側とも意見交換する必要がある。

あつ、等の、其の指摘を以て。(法務省法務省)

2 大蔵省案とその審議

大蔵省極端に国有を深き大蔵省側
の考へ方から述べらるゝと、3次の通り。

(1) 所有者不明土地は無主物とせば、
これを管理するは、国の国有事務とせば、
(無主物とせば、國庫の所有に属する、
民法239条2項) 従つて、所有者不明土地
の管理は、裁判所の管轄人を選定して
するべきである。この管轄人を市町村に
するかどうかは、技術的な問題である。

(實際には市町村の事務に過ぎない。)

ロ 所有者不明土地の管理を一定期間
に限り、釐成である。その後は、國に帰属
せしめらるべきである。

ハ 積立金のつゞきは、特別の法則を
つくる必要はなく、時効で國庫に帰属
せしめらるべきである。

ニ 非細分土地の賃料を支払う
にといつては、法務省側の考へ方の釐成
であり、大蔵省内部の議論を以て記せば
ないか、支払うべきといつては、主計局とい

は色々言... ともある。あつ。

以上の如し。法務省側より、所有者不明土地の管理人を裁判所に選定させることとするは、裁判所によるハシハシの管理人を選定するおそれがある。色々な不便である。と指摘しての如し。

大蔵省側は、所有者不明土地の管理人は無主物の管理人として(従って国の事務として) どのことをして、そのおそれから特別法による管理人を一律に(県又は市町村と)定める

こと必ずしも反対を証している、と述べて。

以上、所有者不明土地と非細分土地の復帰後の取扱いについて関係各省の間の考案の違(とくに自治省対大蔵法務省)がある。この各省内の意見の調整を行なうこととなる。

II 土地所有権の取得時効

法務省民事局時局課と課長以下の間題真か指摘する。

中擧げは現在民法第162条2項の

規定(10年の取得時効)は適用するものかと
 して、この取得時効の問題については
 (イ) 時効の喪失民法が二年以上規定さ
 れる場合
 (ロ) 民法第162条1項の規定(20年の
 取得時効)にも特例が設けられる場合
 等があるか
 (1) 復帰前のこの制度をとらざるか
 ついては 琉球、裁判所、土地連等の意見を
 きいて 改正につき 必要があれば 早
 急報告することとしたい。

上記の(イ)の場合には、20年の時効
 は来年の4月1日以前に完成することとする。
 10年の時効については、現在適用するもの
 か、復帰と同時に進行し始めるのか、
 特別法による措置をとるか、という問
 題がある。(ロ)の場合には、沖縄の所有
 権時効取得制度があると同じことと
 する。この場合、放っておけば10年、
 20年のどちらのほうでも復帰の日から時
 効が進行することとする。復帰後時
 効停止の状態を、若年特別法による

引換ぐにとも検討する。

III その他の土地問題

時間課税より別荘地よりその他の土地
問題に指摘する。(問題^真に~~な~~指摘)

1. 三公社等、土地の使用权
軍用地に^てなる^る 租借^の 契約方式 (施設^の 方式) である。三公社、道路等の土地
に^てなる^る も使用权^を 取得する^{必要}がある^か?

と^{して}三. この契約は誰^がする^{のか}。契約^は誰^がする^{のか}。

尚、電力公社、水道公社に使用して

る軍用地の面積として次の数字を挙げる

ア. (施設者)

電力公社 218500 坪
(この中に「電力施設がするにあり土
地が使用されているもの」 417000 坪、
この中、軍用地の面積はよく分らない。

水道公社 177000 坪
(但し、水道管の軍用道路の埋設に
関係するものも含む)

南支金融公社 不明

2. 軍用地内の私権の調整

私人が米軍の許可を得ず、軍用賃
借権を設定してある土地を建物所有

の目的で使用している場合、土地所有者と
 権利者との調整はどうか？

本件の場合は、法務省の近く奥能調査、
 上身体案を提出して検討を求め？

秘

土地問題について

昭和四五、八、二八民五印

- 一 土地所有権の取得時効につき特例を設ける必要があるか。
- 二 軍用賃借権が設定されている土地が現に公社あるいは道路敷として使用されており、復帰後も基地として提供されない場合、土地の使用権限を取得するためにいかなる方策をとるべきか。
- 三 私人が米軍の許可を得て、軍用賃借権が設定されている土地を建物所有の目的で使用している場合、土地所有者と利用者との調整につきいかなる方策をとるべきか。

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

民事法分科会の開催について

45.9.24
米.北一

9月24日 神尾・北米才・米.北一 事務局長
より、民事法分科会を下記のとおり開催

する旨の連絡ありとす。

記

1. 日時 明9月25日(金) 2:00 p.m.

2. 場所 総務府特別会議室(3階)

3. 議題 民事法の検討事項の取り纏め

有地
米.北一
事務局長
の
ご
同
意
を
得
た
こと
を
記
す。

必
無期限

北米一課

条約局長

参事官

北米一課長

条約課長

法規課長

① 沖繩復帰各省庁連絡会議

②

2月11日
有田

民事法分科会所管諸事項のリビュー

45.9.25

条規鈴木

民事法分科会の会合は9月25日午後総理府で開催され

(別紙1)

従来同分科会にて取り扱われた諸問題のリビューを行われ

(取り敢えずの結論)

と3. 討議の要領下記の通り。なお同会合には外務省より

中島条約課長、同課丹波事務官、米北1有地事務官及び条規鈴木

次回会合は、10月30日(金)に開催し、法制局ヒヤリングの結果を
が出席した。法務省側から披露が予定。

記

1 民事裁判の取り扱い(米民政府裁判所の裁判を除く)

GA-6

外務省

(1) 確定判決の取り扱い

琉球裁判所の確定判決(外国判決と観念される)は

公序良俗に反しない限り有効と認め、この趣旨を奄美の場合

と同様に協定上で規定する。なお復帰前に琉球裁判所に

おいて現地法令に基づいて行われた訴訟行為、裁判、処分等の

他の手続上の行為は、本土法の相当規定によりなされたものと看

做す旨、暫定措置法に規定する。(奄美暫定措置法オ7条と同様)

(2) 係属中の訴訟の取り扱い

(1) 琉球政府裁判所に係属中の訴訟の引き継ぎは係属

中の刑事事件の引き継ぎとのバランスも勘案の上、これを協定上

で規定する。(純理論的には協定上で規定しなくても引き継ぎは可能)

GA-6

外務省

註、琉政裁判所と復帰後の本土法に基づき設立される裁判所
 では審級制及び事物管轄に相違があるが、復帰時に琉球
 地裁に係属中の事件は、そのまま地裁事件として引き継ぐこと
 とする。復帰時に既に進行を開始している上訴その他の不服
 申し立て期間につき特例を設けるべきかの点については、暫定措
 置法において「復帰の時から所定の期間」と規定すれば足りる。
 (本土法上「所定の期間」が2週間のものは、復帰の日から改めて
 2週間とする。) 家事事件の引き継ぎは、民事事件に
 準じて扱うこととする。
 (ロ) 以上の結果、琉政裁判所の民事裁判につき、現在なお
 結論が留保されているのは、次の4点と存した。

CC

CC

CC

CC

(i) 琉政裁判所法、その他関係法令上、高裁の特別権限に
 属するとされている事件の引き継ぎ
 本件は、沖縄との関係では電波法、海難審判法、
 公選法、弁護士法に關連する事件に限られ、夫々
 郵政、運輸、自治省より取り扱いに關する一応の
 見解(別紙2)が示されているので、右を勘案し
 つつ、今後更に本分科会で検討する。
 (ii) 琉政高裁に係属中の上告事件を、復帰後、上告事件と
 して引き継ぐか、控訴事件として引き継ぐか。
 本件は関係省で更に検討する。
 (iii) 復帰前の沖縄で行われた裁判につき本土の住民が

CC

CC

CC

CC

あるいは、本土で行われた裁判につき沖縄の住民の
防禦権を行使し得るからの場合(公示差違が現地に
行われたものの場合)、復帰後に再審の機会を争

るか。

本件は元々、最高裁の提起した問題で

あり、法務省は、実際上の必要性がない

との判断に基づき消極的であるから、

最高裁は今より時間的余裕をもち

たいとして結論を保留している。(二葉

非公式に)

について、中島課長より時間課長に対し、
法務省として積極的に不要と考えているならば
知照すべきである)

(最高裁の提得を要請した。)

これ等については、必ずしも(述べた)外務省
に対し、同課長は、その種りや旨を詳示した。

(iv) 行政事件の取り扱い

本件は担当者欠席のため、結論を次回
会合以降に保留した。

2. 法人の地位

(1) 沖縄の民法、商法、有限会社法に基づき復帰前に

設立されている法人は、復帰に際し、奄美の場合と同様の

経過措置を講じ、本土法の相当規定に基づき設立された

内国法人と看做していく。

(2) 沖縄の法令により設立されている公益法人を如何に

取り扱うかは、法務省が対策庁を介し各省庁の意向を聴

取した上で決定する。

(3) 協同組合、学校法人等は法務省にて一括処理す

に處するに於て各主管省庁が夫々にその取り扱いを決定

す。

(4) 三公社、琉銀等、布令布告により設立されている

特殊法人の取り扱いは、資産買取りとの関係もあり、

司法法務部会にて扱わず、主管省庁に任せ、

(5) 理論的には、以上と別に戦前の本土法に基づき

沖縄で設立され現在に至っている法人を如何に取り扱う

かの問題があるか、これは奄美の場合の如き至過措置

を講じれば(復帰の際既に沖縄に成立する法人という表現

にすれば)自ら上記(1)も含めればよいとの問題あり。

3. 所有者不明土地の取り扱い

(1) 所有者不明土地登記簿、本土の不動産登記法上の

登記とは看做し得ず、従って復帰後は単なる行政上の文書

として扱われることになる。

(2) 復帰後の管理人を国、県、市町村のいずれにするか

その権限を如何にするか、及び従来の積立金を如何に処分するか

は、大蔵、自治両省間の話し合いに委ねるが、管理人は

は、当該土地の貸借借契約締結の権限を付与する必要

がある。

(3) 復帰後、一定期間至過後になお残存する所有者

不明土地を誰に帰属させるかの点、大蔵、自治両省間の

話し合いに待つこととする。

4. 市町村非細分土地の取り扱い

(1) 市町村非細分土地登記簿は本土の不動産登記法

上の登記とは看做し得ず、従って、復帰後は単なる行政

上の文書として扱われることとなる。

(2) この制度は理論的には本土法上存続させる余

地があるが、現在市町村の無視し得ざる財源に

なり、この金監み、何等かの特別措置により、この財源

を確保するとの声もあるので、この点については今後

更に検討する必要がある。地位協定部会においても

これを取り上げる必要がある。

5. その他の土地問題の取り扱い

(1) 取得時効の特例につき、何等かの措置を要するもの

は、法務省より11月頃現地調査団を出し、上で検討

する。(沖縄においては、土地所有関係が不明確な為、民法

第162条第2項に基づく10年の取得時効については適用除外と

されているが、同条第1項に基づく20年の取得時効は生きて

あり、昭和26年4月1日の土地所有権証明書発給の制度が導入

されてから20年経過後の明年4月1日以後、この取得時効が

完成する。)

(2) 三公社底地、道路敷の使用権を復帰後如何に

確保するかの問題があるが、右は、資産買取の態様と

らりみ、金もせつ、解決を図るべきである。

(3) 軍用地を米側が私人に私貸しているケースが
約1,000件あり。これを復帰に際し如何に処理する
の問題があるが、本件は、いづれ実態を十分に把握して
から、必要を対応策を検討することとする。

6. 民法関係のその他の問題

(1) 米国民政府裁判所の裁判の取り扱い。

本件については、同裁判所の判決及び過去の関係
 文書等を十分調査の上、検討したことの意向が法務省
 側より繰り返し表明されたこと、外務省側より、

奄美の際、米側の行った民事裁判を有効と認めるべし

その旨を言及している

旨米側から要請越し、聖録の鑑み、今回も同様の

~~持戻ねと云ふ事と云ふ事~~
~~判断は十分予想されるとして、本件を前向きに検討~~
~~しなくべき旨述べら~~
 るよう申し込められた。

(2) 契約の効力

法務省側より、契約の効力は原則として私法
 分野の問題であるから、施政権の変更は私法関係
 に影響を及ぼすとの観点からすれば、特に至急措置は
 必要なく、仮に問題があるとしても、身分関係、物件
 関係(物件法定主義との関係上)のみであるとの見解
 が示された。

(3) 行政処分の効力

各種資格、免許、許認可等の取り扱い

ついでに各主管省庁で夫々実態把握に努めるとして

処理振りを検討中旨対策庁より説明があった

ので、外務省側より、本件は現地米人の利益保護

要求と密接に関連している問題であり、検討の状

況については十分承知している必要ありとして、意思

疎通の円滑化につき然るべき方を考慮を強く

要望しておいた。



司法法務部会民事法分科会資料

(45・9・25 対策庁印)

民事裁判に関する問題点(その一)

(45・7・3 法民五印)

外国判決である。

規定してよい(奄美方式)。

みなすべきである。

公序良俗に反するものは、効力を有しないものとすべきである。

規定してもよい(刑事とのバランスあり)。

地裁で審理した方がよい。

保留(関係者に照会)

どの案をとるか保留

(戦時民事特別法方式)

二案支持がやや多いと見受けられる。

特例を設けた方がよい。

保留(経過措置は必要)。

民事事件に準じてよい。

(昭四五・七・三 最民印)

民事裁判に関する問題点(追加)

反論あり

(一) (二) (三)

2 /

(一) (二) (三) (四)

第一案

第二案

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七)

(昭四五・七・一三 民五印)

沖縄に施行されている民事法令によつて生じた効力に関する問題点(その一)

第一 法人の地位

奄美方式をとることが考えられるが、関係省庁の意見を求める。

外国法人とみるべきである。

特殊法人については、当分科会では審議しない。

奄美復帰の際のような規定が必要
要 検 討。

(注)

1 / 2 a b c D 3 4 5

(昭四五・七・三一 法民五印)

所有者不明土地及び市町村非細分土地について

第一 所有者不明土地について

不動産登記法にいう「登記」にあたらなす。

所有者不明土地の登記は、行政文書として扱ふ。

管理人を置く必要がある。

三 二 一

5 4 3 2 1

帰属については、意見が一致してゐなす。

不動産登記法にいう「登記」にあたらなす。

しかし、非細分土地の取扱については、経過措置を必要とする旨の意見がある。

軍用地に関する問題であり、地位協定部会においても検討する必要がある。

第二 市町村非細分土地について

(昭和四五・八・二八 民五印)

土地問題について

一 法務省から問題点の説明あり。今後検討を続行する。

二 いわゆる資産買取りとからむ問題である。

三 実態を明らかにする必要がある。今後調査・検討を続行する。

その他の問題点

一 米国民政府裁判所、琉球列島米国土地裁判所関係 調査中

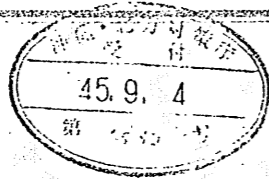
二 契約の効力

三 行政処分の効力

四 対米請求権

各部会において事項別に調査中

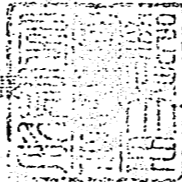
地位協定部会で検討中



郵官文第1263号
昭和45年9月1日

沖縄・北方対策庁調整部長 殿

郵政大臣官房長



復帰時に琉球政府の裁判所に係属してい
る訴訟の取扱いについて

対：沖・北対第1040号(45.7.23)

標記について、当省意見は下記のとおりでありますので、よ
ろしく取り計らい願います。

記

沖縄の電波法(1955年立法第80号)第104条に規定
する訴訟のうち、同法第101条第1項の規定による決定に対
する訴訟のみは、東京高等裁判所に引き継ぐものとするのが適
当と見える。

(理由)

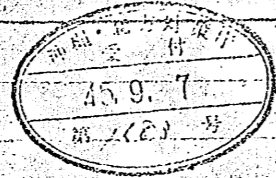
1 同法第101条第1項の規定による決定に対する訴訟は、

郵 政 省

対審形式の聴聞を経、かつ、準第三者機関である電波監理審
議会の議決した決定等により行なわれた決定に対するもので
あるので、実質的に訴訟の第1審が終了しているものと考え
ることができる。

2 本邦の電波法(昭和25年法律第131号)第97条の規
定に対応した措置を講じることが適当である。

郵 政 省



自治第1040号
昭和45年7月7日

沖縄・北方対策庁調整部長 殿

自治大臣官房長



復帰時に琉球政府の裁判所(録高)

している訴訟の取扱いについて

昭和45年7月20日付け沖北対第1040号の
宛への返答に標記のとおり記載のとおり回
答します。

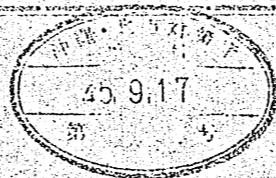
記

訴訟全体の取扱いと関連があるが、地に
準じてよいが、選挙関係訴訟については、本
土法の建前と同様、高等裁判所を第一審と
するべきであることが望ましい。

なお、地方自治法関係については、本土法
に於いて第一審が高等裁判所の権限とされ
ている事項について、琉球政府の在町村
自治法に該当する条文がありません。

自治省

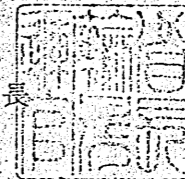
(32号・22x16)



官政第1040号
昭和45年9月17日

沖縄・北方対策庁調整部長 殿

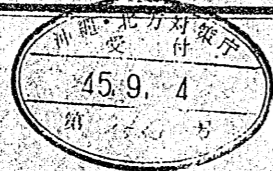
運輸省官房長



復帰時に琉球政府の裁判所に係属している訴訟
の取扱いについて (回答)
(対沖・北対第1040号関連)

標記について、沖縄の海難審判法(1962年立法第62
号)第46条の規定に基づき、琉球政府の地方裁判所へ裁決
に対する訴えの提起があつた事件については、復帰時同地に
設置される当該裁判所と同等の裁判所へ係属させるのが相当
と思料します。

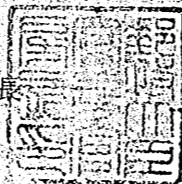
運輸省



郵官文第1263号
昭和45年9月1日

沖縄・北方対策庁調整部長 殿

郵政大臣官房長



復帰時に琉球政府の裁判所に係属している訴訟の取扱いについて

対：沖・北対第1040号(45.7.23)

標記について、当省意見は下記のとおりでありますので、よろしく取り計らい願います。

記

沖縄の電波法(1955年立法第80号)第104条に規定する訴訟のうち、同法第101条第1項の規定による決定に対する訴訟のみは、東京高等裁判所に引き継ぐものとするのが適当と考える。

(理由)

1. 同法第101条第1項の規定による決定に対する訴訟は、

郵 政 省

45(45.6) (北1)

対審形式の聴聞を経、かつ、準第三者機関である電波監理審議会の議決した決定案により行なわれた決定に対するものであるため、実質的に訴訟の第1審が終了しているものと考えることができる。

2. 本邦の電波法(昭和25年法律第131号)第97条の規定に対応した措置を講じることが適当である。

手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明
手紙の宛先が不明

郵 政 省

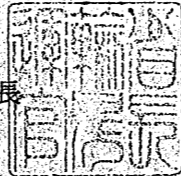
45(45.6) (北1)

沖繩・北方対策庁
45.9.17
第 号

官政第1459号
昭和45年9月17日

沖繩・北方対策庁調整部長 殿

運輸省官房長



復帰時に琉球政府の裁判所に係属している訴訟
の取扱いについて (回答)
(対沖・北対第1040号関連)

標記について、沖繩の海難審判法(1962年立法第62号)第46条の規定に基づき、琉球政府の地方裁判所へ裁決に対する訴えの提起があつた事件については、復帰時同地に設置される当該裁判所と同等の裁判所へ係属させるのが相当と思料します。

6/11/66
七、地裁判例(後送)

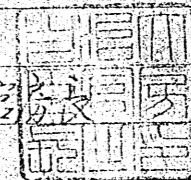
運輸省

沖繩・北方対策庁
45.9.7
第1459号

自治更字169号
昭和45年7月7日

沖繩・北方対策庁調整部長 殿

自治大臣官房長



復帰時に琉球政府の裁判所に係属
している訴訟の取扱いについて

昭和45年7月2日付け沖・北対第1040号を
照会のあつた標記について、下記のとおり回
答します。

記

訴訟全体の取扱いと関連があるので他に
準じてよいが、選挙関係訴訟については、本
土法の建前と同様、高等裁判所を第一審と
する二審制をとることが望ましい。

なお、地方自治法関係については、本土法
において第一審が高等裁判所の権限とさ
れている事項について、琉球政府の市町村
自治法には該当する条文がありません。

附146

自治省

(32号・22×16)

秘

司法法務部会民事法分科会資料

(45・9・25 対策庁印)

(45・7・3 法民五印)

民事裁判に関する問題点 (その一)

一 裁判手続

- (一) 外国判決の
- (二) 協定の成立によるもの
- (三) 1
- 2

二 信託手続の取扱い

- (一) 留置
- (二) 高利貸の取扱い
- (三) 高利貸の取扱い
- (四) 上場手続

第一案

1 2 3

第二案

- (五) 上場手続
- (六) 上場手続
- (七) 上場手続

外国判決である。
規定してよい (奄美方式)
みなすべきである。
公序良俗に反するものは、効力を有しないものとすべきである。

規定してもよい (刑事とのバランスあり)。
地裁で審理した方がよい。
保留 (関係者に照会)
どの案をとるか保留

(戦時民事特別法方式)
二案支持がやや多いと見受けられる。
特例を設けた方がよい。
保留 (経過措置は必要)。
民事事件に準じてよい。

(昭四五・七・三 最民印)

民事裁判に関する問題点 (追加)

反論あり

法民五 (請願書)
上場手続 (保留)

信託手続の取扱い
信託手続の取扱い

(昭四五・七・一三 民五印)

沖縄に施行されている民法令によつて生じた効力に関する問題点(その一)

第一 法人の地位

注) 法人とは何と云ふ法人と云ふ

(注) 1 法人の地位

2 a 法人の地位

b 法人の地位

D 法人の地位

3

4 法人の地位

5 法人の地位

奄美方式をとることが考えられるが、関係省庁の意見を求める。
外国法人とみるべきである。

特殊法人については、当分科会では審議しない。

奄美復帰の際のような規定が必要

要 検討。

(昭四五・七・三一 法民五印)

所有者不明土地及び市町村非細分土地について

第一

所有者不明土地について

1 所有者不明土地

2 所有者不明土地

3 所有者不明土地

4 所有者不明土地

5 所有者不明土地

不動産登記法にいう「登記」にあたらぬ。

所有者不明土地の登記は、行政文書として扱う。

管理人を置く必要がある。

市町村非細分土地

帰属については、意見が一致していない。

不動産登記法にいう「登記」にあたらぬ。

しかし、非細分土地の取扱いについて、経過措置を必要とする旨の意見がある。

軍用地に関する問題であり、地位協定部会においても検討する必要がある。

市町村非細分土地

第二

市町村非細分土地について

1 市町村非細分土地

2 市町村非細分土地

3 市町村非細分土地

市町村非細分土地

(昭和四五・八・二八 民五印)

土地問題について

法務省から問題点の説明あり。今後検討を続行する。
土地利用の状況
いわゆる資産買取りとからむ問題である。
実態を明らかにする必要があるので、今後調査・検討を続行する。

その他の問題点

- 一 米国民政府裁判所、琉球列島米国土地裁判所関係
- 二 契約の効力
- 三 行政処分の効力
- 四 対米請求権

(米国民政府裁判所)

調査中

各部会において事項別に調査中
地位協定部会で検討中
（マニラ）

調査中
米国民政府裁判所
琉球列島米国土地裁判所
契約の効力
行政処分の効力
対米請求権

米国民政府裁判所

- 一 取付の効力
- 二 取付地 米国民政府裁判所
- 三 土地所有権と利用権の関係

1.000円

米国民政府裁判所
琉球列島米国土地裁判所

米国民政府裁判所
琉球列島米国土地裁判所

米国民政府裁判所

米国民政府裁判所
琉球列島米国土地裁判所

米国民政府裁判所

米国民政府裁判所
琉球列島米国土地裁判所

10月30日
2:00pm

1474

秋
無期限

条約課長 法規課長 北米第一課長

司法・法務部分の開催について

45.10.5
北米第一課(連中)

沖繩 北方対策方針調整部安否調査官補
標記分科会を下記のとおり開催する旨連絡が
ありました。

記

1. 刑事分科会

- (1) 日時 10月21日(水) 午後2時
- (2) 場所 総理府特別会議室(3階)
- (3) 議題 10月1日20日2日法制局で行われた「沖繩復帰に伴う立法措置」についての準備状況聴取」に對し法務省刑事局の報告

2. 民事分科会

- (1) 日時 10月30日(金) 午後2時

10月21日(水)午後2時
10月30日(金)午後2時

- (2) 場所 総理府特別会議室(3階)
- (3) 議題 9月29日20日30日法制局で行われた「沖繩復帰に伴う立法措置」についての準備状況聴取」に對し法務省民事局の報告

子
送
付
信

条約課長

法規課長

北米才一課

④

司法法務部会 民事分科会

開催 10.29

10.29
米一(5)

冲绳、北米評議所調整部 以上各1名以上。

明日開催の民事分科会の出席予定は次の通り。

1. 日時 10月30日(金) 2:00p.m.

2. 場所 総務部 3階 特別会議室

3. 議題 法務省民事の由体の法制部は

1973年7月-9月5日(9内閣) 及び 以後法務省

に於いて上記72年5月29日閣議の要旨

検討中である。報告の予定は、由

(法務省)

有地乞主部

秋

昭和四五年一〇月一六日法民五印

沖繩の本土復帰に伴う法務省関係法令の適用の
経過措置について（第一次案）

第一 法人の地位に関する経過措置

復帰の際現に沖繩において成立している法人で、民法又は商法若しくは有限会社法による法人に相当するものは、それぞれ民法又は商法若しくは有限会社法による法人とみなすものとする。

第二 公益信託に関する経過措置

復帰前に沖繩の法令に基づいて公益信託に関してされた沖繩の主務官庁の処分は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとする。

第三 抵当証券に関する経過措置

復帰前に沖繩の法令によつて発行された抵当証券は、本邦の相当法令によつて発行された抵当証券とみなすものとする。

第四 額面株式の金額等に関する経過措置

一 沖繩の商法により現に成立する株式会社の復帰後に発行する額面株式の金額については、なお従前の例によるものとする。

二 前項の株式会社は、額面五百円未満の株式を額面五百円以上とするために、商法第三百四十三条に定める決議によつて株式を併合することができるものとし、この場合には同法第三百七十七條から第三百七十九條までの規定を準用するものとする。

三 沖繩の有限会社法により現に成立する有限会社の資本の総額及び出資一口の金額については、なお従前の例によるものとする。

四 ドル表示の株式の額面金額及び出資一口の金額は、その金額と同額の日本円で表示されているものとみなすものとする。

第五 国際海上物品運送法に関する経過措置

一 国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみな

45-10-30 法務省

本地域を定める政令を廃止し、廃止前に国際海上物品運送法の適用の
あつたものについては、なお従前の例によるものとする。

第六 戸籍等に関する経過措置

- 一 復帰前に沖繩の法令によつて編製された戸籍は、沖繩県内の市町村の区域内に本籍がある者の戸籍とみなすものとする。
- 二 復帰前に沖繩の法令によつて戸籍事件に関してされた処分、手続その他の行為は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとする。
- 三 復帰前に沖繩の法令によつて作成された戸籍の附票は、本邦の相当法令によつて作成された戸籍の附票とみなすものとする。
- 四 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令を改正し、福岡法務局沖繩関係戸籍事務所を廃止するものとする。

第七 登記に関する経過措置

- 一 復帰前に沖繩の法令によつてした登記は、別に定める場合を除き、本邦の相当法令によつてした登記とみなすものとする。
(訂正を要するものは、沖繩の法令によつてした登記とみなすものとする。)
- 二 復帰の際現に沖繩において登記事務をつかさどる官署に備えられている沖繩の法令による登記簿は、本邦の相当法令による登記簿とみなすものとする。
- 三 復帰前に沖繩の法令によつて登記に関してされた処分、手続その他の行為は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとする。
- 四 復帰前に沖繩の法令により外国会社又は外国法人の登記としてされた本邦の会社の営業所又は法人の事務所の登記は、当該営業所又は事務所が本邦において支店又は従たる事務所として登記されている場合には、本邦の相当法令によりされた支店又は従たる事務所の登記とみなすものとする。
- 五 復帰前に沖繩の法令により設立された会社又は法人の本邦に

出典

おける営業所又は事務所の登記は、当該営業所又は事務所が沖縄において支店又は従たる事務所として登記されている場合には、本邦の相当法令によりされた会社の支店又は法人の従たる事務所の登記とみなすものとする。

六 復帰前に沖縄の法令により外国会社又は外国法人の登記としてされた本邦の会社の営業所又は法人の事務所の登記及び同地の法令により設立された会社又は法人の本邦における営業所又は事務所の登記で、第四、五項に該当しないものについては、その営業所又は事務所についての登記簿を登記官が職権で閉鎖するものとする。

七 第四、五項により登記の必要がなくなつた事項は、登記官が職権によりこれを抹除できるものとする。

八 復帰前に沖縄の法令により設立された会社又は法人の登記事項中、ドル表示の金額は、その金額と同額の日本円で表示されているものとみなすものとする。

九 登記に関する法令を適用するについての経過措置に関しては、昭和二十一年一月二十九日以後これらの法令の制定又は改正に際し定められた経過措置の例によるものとする。

第八 供託に関する経過措置

一 復帰前に沖縄の法令によつてした供託は、本邦の相当法令によつてした供託とみなすものとする。

(注) 右供託金の復帰前の利息については、なお従前の例によるものとする。

二 復帰前に沖縄の法令によつて供託に関してされた処分、手続その他の行為は、本邦における相当法令によつてされたものとみなすものとする。

第九 民事訴訟等に関する経過措置

一 復帰前に琉球政府の裁判所（すでに廃止されている裁判所を含む。以下第二項において同じ。）において沖縄の法令によりされた申立て、裁判その他の訴訟行為（非訟事件に係るものを

含む。一は、以下に定める場合を除き、本邦の相当法令により
されたものとみなすものとする。こと。

二 琉球政府の裁判所の確定の裁判で公の秩序又は善良の風俗に
反するものは、その効力を有しないものとする。こと。

三 復帰の際に琉球政府の地方裁判所に係属している第一審の訴
訟事件については、裁判所法第二十四条第一号及び第三十三条
第一項第一号の規定にかかわらず、本邦の相当法令により地方
裁判所が裁判権を有するものとする。こと。

四 復帰の際に琉球政府の高等裁判所に係属している上告事件の
うち、琉球政府の地方裁判所を第一審とするものについては、本
邦の相当法令により高等裁判所に控訴の提起があつたものとみ
なすものとする。こと。

五 復帰の際に琉球政府の裁判所に係属している事件のうち、上
告の提起に伴う執行停止の甲立てに係るもの、手形金小切手金
の請求に係るもの等については、民事訴訟法等の一部を改正す

る法律（昭和二十九年五月二十七日法律第二百二十七号）、民事

訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日法律第百

三十五号）等に定められた経過措置の例によるものとする。こと。

（注） 上訴その他の不服申立期間に関して特例措置を設ける必要
の有無については、行政処分等に対する出訴期間及び不服申

立期間との関連を考慮して、なお検討すること。

六 復帰前に要した訴訟費用の額については、なお従前の例によ
るものとする。こと。

七 復帰の際民事訴訟法第百五十九条第一項後段、第百七十八条
第一項後段等に定める期間で現に進行しているものについては、

なお従前の例によるものとする。こと。

第十 行政事件訴訟に関する経過措置

一 復帰前の琉球行政庁のした処分に関する行政事件訴訟法の適
用については、同法施行の際定められた経過措置の例によるも
のとすること。

(注) 1 復帰前の琉球行政庁のした処分については、いかなる範圍において本邦の相当法令によりその効力が認められるか、またいかなる行政庁によりされた処分とみなすかを各行政実体法に明記する必要がある。

2 復帰の際に琉球政府の地方裁判所に係属している行政事件のうち、本邦の法令により高等裁判所の権限とされるものについては、本邦の相当法令により高等裁判所が審理裁判するものとする。

第十一 公証人に関する経過措置

- 1 復帰前に沖繩の法令によつて任命された公証人は、本法の相当法令に基づき任命されたものとみなすものとする。
- 2 公証人及び公証人の職務を行うこととされた琉球政府法務支局の職員が、復帰前に沖繩の法令に基づいて、公証事務に關してした行為は、本邦の相当法令によつてしたものとみなすものとする。

第十二 司法書士、土地家屋調査士等に関する経過措置

- 1 復帰前に沖繩の法務局長がした沖繩の司法書士法に基づく認可その他の処分又は沖繩の土地建物調査士法に基づく登録その他の処分は、本邦の相当法令によつて沖繩地方法務局長がした処分とみなすものとする。
- 2 沖繩において裁判所書記職、法務職、法制職又は檢察補佐職の職にあつた者は、司法書士法第二条第一号の適用については、裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は檢察事務官の職にあつた者とみなすものとする。
- 3 復帰前に沖繩の司法書士法又は土地建物調査士法によつて欠格事由を生じた者は、本邦の相当法令によつて欠格事由を生じた者とみなすものとする。
- 4 沖繩における司法書士会及び土地建物調査士会は、本邦の相当法令による司法書士会及び土地家屋調査士会とみなすものとする。

検 討 事 項

- 一 親族及び相続に関する経過措置
親族及び相続に関し、復帰前に沖繩において、沖繩の法令によつてすでに生じた効力は、なお存続するものとする旨の規定を設ける必要はないと解すべきか。
- 二 土地所有権の取得時効の特例に関する経過措置
土地所有権の取得時効につき復帰後もなお何等かの特例措置が必要であるかどうかは、なお検討する。
- 三 沖繩群島割当土地に関する経過措置
沖繩群島割当土地に関する臨時処理条例の廃止に伴う措置に関する立法により借地法に基づく借地権とみなされた賃借権は、復帰後も本土法による借地権とみなすものとする旨の規定を設ける必要はないと解すべきか。
- 四 確定日附に関する経過措置
復帰前に沖繩の法令によつて付された確定日附は、本邦の相当法令によつて附された確定日附とみなすものとする旨の規定を設ける必要はないと解すべきか。
- 五 担保附社債信託に関する経過措置
復帰前に沖繩の法令に基づいて担保附社債信託に關してされた主務官庁の処分、その他の行為は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとすべきか（大蔵省と共管）。
- 六 米国民政府裁判所及び琉球列島米國土地裁判所（すでに廃止されたものを含む。）の裁判等に関する経過措置
確定した裁判の効力及び係属中の事件の取扱ひについては、なお検討する。
- 七 過料に関する経過措置
復帰前の行為に対し過料を課すべきか否か、及びこれを課すものとした場合の裁判手続等については、なお検討する。
（裁判手続の特例を設ける）
- 八 国際海上物品運送法等に関する経過措置
国際海上物品運送法、遺言の方式の準拠法等に関する法律及び

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等
に関する法律は、沖繩地域については復帰の際に二次的に施行さ
れるものと考え、何等の経過措置を要しないと解すべきか。

秘
無期限

4. 関係事項あり。 条約局長

北米一課長 国際協定課長 条約課長 法規課長

沖繩復帰各省庁連絡会議司法法務部会民事法分科会(注)

沖繩復帰の際に国内法上至過措置を講
ずる必要ありの民事局関係事項について

45. 10. 30
条規鈴木

標記の問題に関する民事法分科会は10月30日総理府

で開催され、先般の法制局ヒアリングの結果をも勘案しつつ法務

省民事局が作成した別添資料に基づき従来同分科会で扱わ

れた諸般の問題につき民事局時岡才五課長より改めて総括

的の説明が行われ、次いで若干の質疑応答が行われた。

と云う。本件会合における討議の要旨下記の通り。 なお、外務省

からは条々丹波事務官、米北一有地事務官及び条規鈴木

が出席した。 来、次回会合は11月13日(金)所有者不明

土地の復帰後の管理につき(出来得れば自治省より一案の提出

を得て)開催される予定。

記

1. 総括

法務省側の説明によれば、沖繩の復帰に伴い国内法上

何等かの至過措置を講ずる必要ありと思われる民事局関係事項

は、別添資料オ一をレオ十二及び検討事項により一応

網羅している積りなる趣である。 但し、オ一をレオ十二に

掲げる事項は、至過措置が法律事項または政令事項となる

ものに限定し、省令以下のものは省略してあり、また、個々の事項

につき、これが法律事項と見るか政令事項と見るかは必ずしも
 決定を見ればわけでは無いが、奄美等の先例に照らしても、大多数
 は政令のレベルで処理される見込みがある趣である。 同省
 別添資料カ一ないカ十二からは当然のことながら協定
 事項は除外されている。 また、同資料の「検討事項」として
 掲げられている諸項目は、いずれも何等かの全通措置を要すると
 考えられるが、まだその取扱い振りにつき結論を得ていないもの
 である。

又、民事裁判

(1) 米国民政府裁判所の裁判の取扱いについては未だ結論
 を得ていない旨の法務省側の説明があったので、外務省側

(C)
 (C)
 (C)
 (C)

より何時頃を目途として結論を出す積りなりやと質問した
 と、3. 民事局関係者が11月初旬より本問題の調査を兼ねて
 沖縄に出張するので、その結果をふまえて、11月中には法務省
 の態度を決定したい旨、同省側より説明があった。

(2) 琉球政府裁判所の民事裁判の引き継ぎに当たっては、
 奄美、小笠原の場合と同様、公序良俗につき留保を付す
 とするのが法務省側の従来の見解であったが、これに対しては
 最高裁より、訴訟当事者が防禦権を十分に行使し得る
 かつた場合(本土住民に關する裁判が沖縄で行われ、判決が
 公示送達で行われたために当事者がこれを知る機会を失
 った場合に於ては、~~及ぼすの違の場合等~~を以

(C)
 (C)
 (C)
 (C)

併せて留保すべき旨主張して対立していた。しかしこの今次
 会合において、最高裁より、この島の留保の必要性が改めて
 指摘され、結局、かかる留保を受けるべき実態があるか否か
 が判断の決まりになる(奄美の場合は米施政期間が短か
 こと、小笠原の場合は現地位民が少なかったことから、かかる
 実態がなかった)との観点から、法務省、最高裁両者間で
 今後早急に実態の評価を行きうこととなった。なお、仮に
 この島を公序良俗と併せて留保する場合、これを協定の
 規定する必要があるか否かの点については、必ずしも一致した
 見解は示されなかったが、法務省内部の討議の結論として
 は、一応、協定に明記する必要ありということであった趣で

あり、また、先般の法制局ヒアリングの際の法制局側の見解
 も同様であった。(この島の留保を協定に明記する必要なし
 との考え方が有り得るとすれば、公序良俗でこの島も読める
 という点であろうが、かかる説明には相当困難がある。)

 3. 米側により行われた各種行政処分を取扱い
 法務省側の説明に於いて、米側により行われた各種
 行政処分を如何に取扱うかの点は、別添資料からは除外
 されているが相当困難な問題であり、いづれ検討する必
 要がある趣であった。なお、対策庁としては、次回の沖縄復
 帰各省庁担当官会議の際に、この問題を取上げ、米側の
 行った行政処分を夫々の省庁の主管事項毎に検討せしめる

予定たる旨説明があったので、外務省側より、米側との各
 種問題に関する話し合いに当りては、如何なる行政処分が
 あつたかの点についても、意見を把握しておくことが肝要
 と思われ、本件の調査検討は是非早急に行なうよう
 申し入れておいた。

4. 多数国間条約の施行法に関する経過措置

「宣言の方式に関する法體の抵觸に関する条約」及び
 「千九百二十三年八月二十三日にブラッセルで署名された船荷
 証券に関する規則の統一のための国際条約」に関
 しては、その施行法を復帰後、沖縄に適用するための経過
 措置が問題に存する。夫々の施行法は、当該条約が日本

について効力を生じた日から、効力を生ずる旨、附則で規定
 されているので、この「日本」を「沖縄」と読み換え、当該
 条約が沖縄につき効力を生じた日から、施行法も沖縄
 につき当然効力を生ずると解釈し得るとすれば、特に経過
 措置は要しないが、この点に関する附則の解釈の問題
 については、未だ法務省としても結論を得ていない趣
 である。



昭和四五年一月十六日法民五印

沖繩の本土復帰に伴う法務省関係法令の運用の

経過措置について（第一次案）

第一 法人の地位に関する経過措置

若しくは有限会社法による法人に相当するものは、それぞれ民法又は商法による法人とみなすものとする。

又は商法若しくは有有限会社法による法人とみなすものとする。

第二 公益信託に関する経過措置

復帰前に沖繩の法令に基づいて公益信託に關してされた沖繩の主務官庁の処分は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとする。

第三 抵当証券に関する経過措置

復帰前に沖繩の法令によつて発行された抵当証券は、本邦の相当法令によつて発行された抵当証券とみなすものとする。

第四 額面株式の金額等に関する経過措置

沖繩の法令により現に成立する株式会社は、復帰後に発行する額面株式の金額については、その従前の規定によるものとする。

前項の株式会社は、額面五百円未満の株式を額面五百円以上とするために、商法第三百四十三条に定める決議によつて株式を併合することができるものとし、この場合には同法第三百七十七條から第三百七十九條までの規定を準用するものとする。

沖繩の有限会社法により現に成立する有限会社の資本の総額及び出資一口の金額については、その従前の規定によるものとする。

ドル表示の株式の額面金額及び出資一口の金額は、その金額と同額の日本円で表示されているものとみなすものとする。

第五 国際海上物品運送法に関する経過措置

国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなすものとする。

す地域を定める政令を廃止し、禁止前に国際海上物品運送法の適用の
あつたものについては、なお従前の例によるものとする。

第六 戸籍等に関する経過措置

- 一 復帰前に沖繩の法令によつて編製された戸籍は、沖繩県内の市町村の区域内に本籍がある者の戸籍とみなすものとする。
- 二 復帰前に沖繩の法令によつて戸籍事件に關してされた処分、手続その他の行為は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとする。
- 三 復帰前に沖繩の法令によつて作成された戸籍の附票は、本邦の相当法令によつて作成された戸籍の附票とみなすものとする。
- 四 沖繩關係事務整理に伴り戸籍、恩給等の特別措置に關する政令を改正し、福岡法務局沖繩關係戸籍事務所を廢止するものとする。

第七 登記に関する経過措置

- 一 復帰前に沖繩の法令によつてした登記は、別に定める場合を除き、本邦の相当法令によつてした登記とみなすものとする。

沖繩の登記簿を本邦の登記簿に相当するものとする。

- 二 復帰の際現に沖繩に於いて登記事務をつかさどる官署に備えられてゐる沖繩の法令による登記簿は、本邦の相当法令による登記簿とみなすものとする。

- 三 復帰前に沖繩の法令によつて登記に關してされた処分、手続その他の行為は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとする。

- 四 復帰前に沖繩の法令により外国会社又は外国法人の登記としてされた本邦の会社の営業所又は法人の事務所は、当該営業所又は事務所が本邦において支店又は従たる事務所として登記されている場合には、本邦の相当法令によりされた支店又は従たる事務所の登記とみなすものとする。

- 五 復帰前に沖繩の法令により設立された会社又は法人の本邦に

C C C

復帰前の登記簿を本邦の登記簿に相当するものとする。

おける營業所又は事務所の登記は、当該營業所又は事務所が沖
縄において支店又は従たる事務所として登記されている場合に
は、本邦の相当法令によりされた会社の支店又は法人の従たる
事務所の登記とみなすものとする。

第六 復帰前に沖繩の法令により外国会社又は外国法人の登記とし
てされた本邦の会社の營業所又は法人の事務所の登記及び同地
の法令により設立された会社又は法人の本邦における營業所又
は事務所の登記で、第四、五項に該当しないものについては、
その營業所又は事務所についての登記簿を登記官が職権で閉鎖
するものとする。

- 七 第四、五項により登記の必要がなくなつた事項は、登記官が
職権によりこれを朱抹できるものとする。
- 八 復帰前に沖繩の法令により設立された会社又は法人の登記事
項中、ドル表示の金額は、その金額と同額の日本円で表示され
ているものとみなすものとする。

昭和二十一年一月二十九日以後これらの法令の制定又は改正に
際し定められた経過措置の例によるものとする。

第八 供託に関する経過措置

- 一 復帰前に沖繩の法令によつてした供託は、本邦の相当法令に
よつてした供託とみなすものとする。

(注) 右供託金の復帰前の利息については、なお従前の例による
ものとする。

- 二 復帰前に沖繩の法令によつて供託に關してされた処分、手続
その他の行為は、本邦における相当法令によつてされたものと
みなすものとする。

第九 民事訴訟等に関する経過措置

- 一 復帰前に支那政府の裁判所（すてに廢止されている裁判所を
含む。以下第二項において同じ。）において沖繩の法令により
された申立て、裁判その他の訴訟行為（非訟事件に係るものを

含む。一は、以下に定める場合を除き、本邦の相当法令により
されたものとみなすものとする。

二 琉球政府の裁判所の確定の裁判で公の秩序又は善良の風俗に
反するものは、その効力を有しないものとする。

三 復帰の際に琉球政府の地方裁判所に係属している第一審の訴
訟事件については、裁判所法第二十四条第一号及び第三十三条
第一項第一号の規定にかかわらず、本邦の相当法令により地方
裁判所が裁判権を有するものとする。

四 復帰の際に琉球政府の高等裁判所に係属している上告事件の
うち、琉球政府の地方裁判所を第一審とするものについては、本
邦の相当法令により高等裁判所に控訴の提起があつたものとみ
なすものとする。

五 復帰の際に琉球政府の裁判所に係属している事件のうち、上
告の提起に伴う執行停止の申立てに係るもの、手形金小切手金
の請求に係るもの等については、民事訴訟法等の一部を改正す

民事訴訟法の
一部を改正す
の請求に係るもの等については、民事訴訟法等の一部を改正す

る法律（昭和二十九年五月二十七日法律第百二十七号）、民事
訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十九年七月二日法律第百
三十五号）等に定められた経過措置の例によるものとする。

(注) 上訴その他の不服申立期間に關して特例措置を設ける必要
の有無については、行政処分等に対する出訴期間及び不服申
立期間との関連を考慮して、なお検討すること。

六 復帰前に要した訴訟費用の額については、なお従前の例によ
るものとする。

七 復帰の際民事訴訟法第百五十九条第一項後段、第百七十八條
第一項後段等に定める期間で現に進行しているものについては、
なお従前の例によるものとする。

第十 行政事件訴訟に關する経過措置
一 復帰前の琉球行政庁のした処分に關する行政事件訴訟法の適
用については、同法施行の際定められた経過措置の例によるも
のとする。

不服申立期間
の経過措置
をなお従前の例によるものとする。

U.S.C.A.の

(注)

1 復帰前の琉球行政庁のした処分については、いかなる範圍に於いて本邦の相当法令によりその効力が認められるか、またいかなる行政庁によりされた処分とみなすかを各行政実体法に明記する必要がある。

2 復帰の際に琉球政府の地方裁判所に係属している行政事件のうち、本邦の法令により高等裁判所の権限とされるものについては、本邦の相当法令により高等裁判所が審理裁判するものとする。

U.S.C.A.の 第十一

公証人に関する経過措置

一 復帰前に沖繩の法令によつて任命された公証人は、本法の相当法令に基づき任命されたものとみなすものとする。

二 公証人及び公証人の職務を行ふこととされた琉球政府法務支局の職員が、復帰前に沖繩の法令に基づいて、公証事務に關してした行為は、本邦の相当法令によつてしたものとみなすものとする。

第十二 司法書士、土地家屋調査士等に関する経過措置

一 復帰前に沖繩の法務局長がした沖繩の司法書士法に基づく認可その他の処分又は沖繩の土地建物調査士法に基づく登録その他の処分は、本邦の相当法令によつて沖繩地方法務局長がした処分とみなすものとする。

二 沖繩に於いて裁判所書記職、法務職、法制職又は檢察補佐職の職にあつた者は、司法書士法第二条第一号の適用については、裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官又は檢察事務官の職にあつた者とみなすものとする。

三 復帰前に沖繩の司法書士法又は土地建物調査士法によつて欠格事由を生じた者は、本邦の相当法令によつて欠格事由を生じた者とみなすものとする。

四 沖繩における司法書士会及び土地建物調査士会は、本邦の相当法令による司法書士会及び土地家屋調査士会とみなすものとする。

検 討 事 項

旧民法との関係

親族及び相続に関する経過措置
親族及び相続に関し、復帰前に沖繩において、沖繩の法令によつてすでに生じた効力は、なお存続するものとする旨の規定を設ける必要はないと解すべきか。

土地所有権の取得時効の特例に関する経過措置
土地所有権の取得時効につき復帰後もなお何等かの特例措置が必要であるかどうかは、なお検討する。

沖繩群島割当土地に関する経過措置
沖繩群島割当土地に関する臨時処置条例の廃止に伴う措置に関する立法により借地法に基づく借地権とみなされた賃借権は、復帰後も本土法による借地権とみなすものとする旨の規定を設ける必要はないと解すべきか。

確定日附に関する経過措置
復帰前に沖繩の法令によつて付された確定日附は、本邦の相当

法令によつて附された確定日附とみなすものとする旨の規定を設ける必要はないと解すべきか。

担保附社債信託に関する経過措置
復帰前に沖繩の法令に基づいて担保附社債信託に關してされた主務官庁の処分、その他の行為は、本邦の相当法令によつてされたものとみなすものとすべきか（大蔵省と共管）。

米国民政府裁判所及び琉球列島米國土地裁判所へすでに廃止されたものを含む。一の裁判等に關する経過措置
確定した裁判の効力及び係属中の事件の取扱ひについては、なお検討する。

過料に関する経過措置
復帰前の行為に対し過料を課すべきか否か、及びこれを課すものとした場合の裁判手続等については、なお検討する。

国際海上物品運送法等に関する経過措置
国際海上物品運送法、遺言の方式の章法法等に関する法律及び

字
記
係
長
（ 条約課長
法規課長

北米才一課長

司法法務部会民事分科会の開催

45. 11. 13
米北(沖中)

沖縄・北方対策庁調整部(安谷彦彦補)より、
本件分科会を下記のとおり開催する旨の要請が

あった。

記

- 日時 11月13日(金) 10:00
- 場所 総理府特別会議室
- 議題 「所有者不明土地」の取扱
- 会議出席者庁、対策庁、法務省、法制局、大蔵省、自治省、裁判所等

有地事務官出席

秘
無期限

アメリカ局長

参事官

条約課長

法規課長

北米才一課長

安全保障課長

司法法務部会民事分科会 11/13

(所有者不明土地問題)

45. 11. 13

米北(有地)

11月13日 総理府特別会議室において、
標記分科会が開催され、沖・北対策庁

法務省、大蔵省、自治省、法制局 最高裁、
及び外務省 出席の下に、去る9月31日

及び8月28日9日同分科会において検討した
所有者不明土地問題を review し、表紙

を交換した。

今回の分科会には42議事、詳細は

有地事務官出席

下記のとおりであるが、結論的に云之は
前述の過去2回の議論を基として、既

成せ(其在程度に及り、特に大蔵省との
協定の上での決定は全く異なる)今後

関係各省にわたって更に検討し、その結
果を明春早々に(12月以国会、不景

各共手打ちの如く)採り取り、再協議する
こととす。

出席者

沖繩・北海道庁 棚町 事務官、事務官補佐

法務省 時國 政務官、5課長以下

自治省 村田 調査官

大蔵省 河村 国有財産課課長補佐

農林省 川崎 政務官、以下

外務省 米田 付地

記

1. 所有不明土地登記について

法務省より、本件「登記」を規定した法律
法について、本土地法は相当法令加付、

「本土地法による『登記』と見做す」等の規定
は適当か否か、本件「登記」は不動産

登記法による「登記」に該当せず、同登
記簿に所収の文書と見做す旨、従来の

説明を繰り返し、この点については関係省も
異論なく了承した。

2. 復帰後の管理(人)の問題について

(1) 沖繩庁は、本問題に関する琉球政府の
非公式要請を以て、復帰後の一定期間

に付て関係者の意見は略、一致した
か？ 否の如きの立法の内容に付て、

の 単純かつ政策的に 管理人を選出
(法務、自治)、 (四) 裁判所の便宜に依る

(五) 両者の併立し、今後の評議と
に據る。

3. 管理人の監督機関を置く必要の有無
に付て

(1) 自治会に、(管理)の如き 機関を
専断的や 固有事務に、又 指定特選

法に 管理人の選定を委する場合は 確然たる
責任を以て 権限賦予の如き、

検討の上にて付て、監督機関を置く
必要の有無に付ては 紛らわしきと
思ふ。

(2) 長官等より 管理人を選出可能と
するは、「他府公世団法」として 選定する

に付て、管理に当り 適当なるものに選
定するに依り、従って 財政管理、監督

の 双方の利便 ^を 目的として 監督
機関を設けるに依ることを、監督機

(3) に付ては、裁判所が 管理人を選定す
るに 前提条件とするは、裁判所の監督

が 適当なるに依り、之を以て、この
最高裁の意見を求めた。

(3) 最高裁より、裁判所が 管理人の監督
を以て 機関として付ては 可能なる

に付ては 改革案之内題に依り
答へる。

(4) 現実の裁判所が 管理人監督と他の
（行方不明）との関係。彼に裁判所が

監督事務の責任を遂行するに必要
に委任すればよいとの意見（大審判）と、

むしろ裁判所が 委任するべしとの意見（法
務省）がある。

4. 管理人の権限について

(1) 管理人の権限については 民法第103条
「代理権の範囲」の考えは 不十分であるとの

意見が大審判あり。大審判は 軍用地内
題処理、土地収用等を足踏に しては

この権限の範囲を狭くする 検討を要する
と述べている。

(2) 遺棄の所有者が 現存し、自治体は

裁判に決まればよいと述べて、法務省は
管理人自身の認定に 責任を負うに引渡

しよるとして、紛争（管理人が申請し、所有を
認めない場合、他の所有者が申請する場合）が

起る場合の 裁判に付託するに過ぎず
現実の心算と 述べている。

5. 所有者不明土地の最終的帰属について

(1) 自治体は、「所有者不明」として「無主」として
なく（法務省 遺失物等一部法も同様）。従って

本件土地は 民法上の帰属を決定するに解を
「この見解を述べている。法務省は「無

主」として、「無主」として 管理人又は国庫に
帰属せしめるとしているとの見解がある。

(2) 自治体は ^{（民法第103条）} 管理人の 権限、市町村に 帰属

大蔵省へ送るべきである。立場を整理からとつて
いるが、大蔵省は東洋土地の財政、資金

共に最終的には国庫に帰属せしめざるべしとの
立場をとり、自治省と真向から対立した。

この英いつき大蔵、法務両省間のやりとり及
のとり。

大蔵省 - 最終的には国庫に帰属せしめざるべきが
管理人はあくも単なる管理人に過ぎない。

法務省 - それを最初から国庫管理人に帰属
すべき。管理者と帰属者は同じこと。

大蔵省 - 東洋土地は2,300萬、15万坪、而も
沖繩全土に散在し、その管理は大蔵省の
能力の限界を越える。

法務省 - それなら、同土地が10年に帰属す
れば、その管理は本國に在る。

大蔵省 - 一部の東洋土地については所有
者が利用するに付てはいい。

法務省 - それを期待すべきない。それは判子
のほかに極く僅かである。

大蔵省 -

法務省 - 資金も国庫に引継ぐと云われれば、
足かたさそうするが、赤字は口
が辨へた。

大蔵省 - その英は検討していない。至計の
案は是非いつか決まれば.....

(上記の通り大蔵省の上級で部内のツキを
強くとつていっているものと承る。)

6. 今後の取組について

(1) 1947年不附土地については 暫定措置法の立案を

と二かであるから、⁽¹⁾ 後
部族の管理人や帰属の決定とも関係するが、

(4) といふ者も又それといふことである。つまりは
ハキリとした役所があるから、結局おぼろげに

いふことが出来た。法務省は、おぼろげに
記す内容であり、最終的に国に帰属した

おぼろげに大蔵省は、柴市町村の自治省の
也りの一節と思ふべきである。

(2) 法務省は、次回からの宿題として、「¹ 指定
措置法に規定された管理人の職務、私人

の職務等、(国) 柴市町村の国所有権と
併存のありや (国所有権としじのありや) に

つき各者の検討を深めたいと提案。大蔵法
務、自治の各者から法制局に検討するとして

付った。

(3) 前記(2)の宿題も含め、本日帰属の場
合に付き、また各者の検討するとしてし。

(特に部内調整の欠けたる大蔵省に於て最低1ヶ月を要する由) 次回法 新春早急の1節

催するとして折合せを。

所有者不明土地について（素案）

一 所有者不明土地登記は、不動産登記法にいう「登記」に該当しないものとする。

二 復帰後の所有者不明の土地の管理

1 復帰の際 琉球政府が管理している所有者不明土地は、沖縄県が管理するものとし、市町村が管理している所有者不明土地は、市町村が管理するものとする。

2 管理人は、所有者不明の土地に関し、保存、利用、改良を目的とする行為（裁判上の行為を含む。）をなす権限を有するものとする。

措置事項の主なもの

(民事部
土地課)

	平	平	平	平
法律	なし			<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地所有権 (1952. 布告16) ○ 土地所有権 (1951. 布告5)
関係法令	なし			<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者不明土地管理特別会計法 (1952. 法律55) ○ 所有者不明土地の管理費用及びその引渡の件に関する法律 (1950. 法律98) ○ 所有者不明土地の管理費用及びその引渡の件に関する法律施行規則 (1950. 規則151)
	本	土	平	備
本 土 平 地 権 の 引 渡 手 続 規 定	なし		<p>1 第二次大戦の戦禍による土地所有権登記簿の焼失による土地所有権の不明を解消し、1951年7月1日土地所有権引渡手続法を公布し、同年10月1日施行した。この法律は、土地所有権の引渡手続を定めることとし、土地所有権の引渡手続の開始を定めることとした。</p>	<p>(特別措置)</p> <p>所有者不明土地については、従前の土地所有権の引渡手続とは異なり、土地所有権の引渡手続の開始を定めることとした。</p> <p>2 現在、政府は、土地所有権の引渡手続の開始を定めることとした。</p>

水	十	能	備
<p>水 上 の 管 理 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>1. 所有不明土地の所有権を 表地、耕作地、荒地又は野地 として登記し、その権利を 地籍簿に記載し、その水管理 権を水法(前号1号法) 2. 1951年4月1日以後に耕作地 所有不明土地の所有権を 表地、耕作地、荒地又は野地 として登記し、その権利を 地籍簿に記載し、その水管理 権を水法(前号1号法) 3. 従前の水管理に係り所有 不明土地の管理に係り、耕作 地(登記簿記載)を設け、所有 不明土地の管理権は、水法 に基づき運営している。 4. 所有不明土地に対し所有 権の確立を認め、耕作地 の水法に基づき管理権を行使し て登記している(土地法第 83条(現行15号))</p>	<p>3. 所有不明土地の所有権を 表地、耕作地、荒地又は野地 として登記し、その権利を 地籍簿に記載し、その水管理 権を水法(前号1号法) 2. 1951年4月1日以後に耕作地 所有不明土地の所有権を 表地、耕作地、荒地又は野地 として登記し、その権利を 地籍簿に記載し、その水管理 権を水法(前号1号法) 3. 従前の水管理に係り所有 不明土地の管理に係り、耕作 地(登記簿記載)を設け、所有 不明土地の管理権は、水法 に基づき運営している。 4. 所有不明土地に対し所有 権の確立を認め、耕作地 の水法に基づき管理権を行使し て登記している(土地法第 83条(現行15号))</p>	<p>備 考</p>

秘密表示(朱印)
秘
 無期限

部数指示	預信用	執務用	備考
主 値	2	1	
付 属			
付 属			

発送日 昭和45年11月20日
 処理日
 預 値 10タイプ 校 査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 案 第 4241 号 昭和 45 年 11 月 19 日 日 付

大 臣	主 管	起案 昭和45年11月17日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米才一課長	
外務審議官		起案者 電話番号 446
官 房 長		

協議先

受信者 在米 牛橋 七 氏
 在沖繩 喜瀬 七 氏
 発信者 長知 七 氏

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 司法法務部会民事法分科会記録送付

GA-2 外務省 回覧番号 19 261

秘 4241 号
 昭和45年11月19日

在外公館長殿

外務大臣

(件名) 司法法務部会民事法分科会記録送付

引用公・電信 日付・番号

11月13日 総務府に在りて 沖縄担当
 官会議 司法法務部会民事法分科会
 加1部5卷5冊 所有不明土地問題
 について 検討を仰ぐに在り、 第2階
 の記録等、 査照各府に 送付

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

※ 添印は文書課記

GA-2-1 外務省

2
郵送付子。

本信送付迄 米

沖繩県庁事務課 109-1 同封付以迄